

事業者の 皆様へ



多くの人を利用する全ての施設において

2020年4月1日から**屋内は原則禁煙**となっています
屋内でたばこを吸うためには
喫煙専用室の設置が必要です(健康増進法の一部を改正する法律による)

対象施設の一例

- ・飲食店・旅館・ホテル・理美容店・デパート・スーパー・コンビニエンスストア・公衆浴場
- ・映画館・パチンコ店・カラオケボックス・ボウリング場・事業所(職場)等 *あくまでも一例です

●2人以上が利用する施設のすべてが対象です(※家庭やホテルの個室等は対象外)

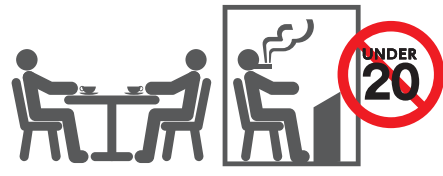
2020年4月1日から以下の選択が必要です

① 屋内禁煙とする場合



特別の対応は必要ありませんが、禁煙の標識の掲示を推奨します

② 屋内に喫煙専用室を設置する場合



- ①喫煙専用室の**設置基準あり**(下記参照)
- ②建物の**出入口と喫煙専用室に標識(※)の掲示が必要**
- ③**20歳未満の者の喫煙専用室への立入禁止**

喫煙専用室は以下の基準を満たす必要があります

1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- ア)出入口において、室外から喫煙専用室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
- イ)たばこの煙が喫煙専用室内から室外に流出しないように、壁、天井等によって区画されていること
- ウ)たばこの煙が屋外に排気されていること

2) 建物の構造等の理由により上記基準を満たすことが困難な場合の対応

たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気させるために「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置し、喫煙ブースから排出された気体を室外に排気する

<脱煙機能の基準>

- ア)総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
 - イ)脱煙機能装置により浄化され室外に排気される空気に含まれる浮遊粉塵の量が0.015mg/m³以下
- *室外に排気された気体は換気扇等により効率的に排気することが望ましい

(※) 標識の例 (厚生労働省のHPよりダウンロード可能)



建物の出入口に掲示



喫煙専用室に掲示

改正法における義務

【全ての者】

- 喫煙禁止場所における喫煙の禁止
- 紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】

- 喫煙禁止場所での灰皿、スモークテーブル等の設置禁止
- 喫煙可能な場所へ20歳未満(従業員を含む)の者を立ち入らせないこと

*義務違反時は罰則等が適用されることがあります

● お問い合わせ先 ●

財政・税制支援制度等に関する質問

喫煙専用室の設置等に対し財政・税制上の支援制度があります

財政支援

喫煙専用室の設置などにかかる工費、設備費等の助成

- 生衛業受動喫煙防止対策助成金
佐賀県生活衛生営業指導センター(0952-25-1432)へお問い合わせください

詳しくは

税制措置

特別償却又は税額控除制度

詳しくは認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)にお問い合わせください



健康増進法全般に関する質問やご意見

受動喫煙対策コールセンター(厚生労働省)

TEL.0120-357-285 (受付時間 9:30~18:15)※土日・祝日は除く

受動喫煙防止対策のための計画、実施体制、問題点等に関する相談

- 施設・設備等に関する相談、専門家の派遣による実地指導や助言(無料)、団体の会合への講師派遣(無料)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(厚生労働省委託)

TEL.050-3537-0777 (受付時間10:00~17:00(12:00~13:00、土日・祝日は除く))

佐賀県内の受動喫煙に関するご意見やお問い合わせ

佐賀県受動喫煙対策コールセンター

TEL.0570-050-833 (受付時間 9:00~17:00)※土日・祝日・年末年始は除く

▶ 詳しい情報はこちらへ 

なくそう!望まない受動喫煙 

